

長崎県壱岐病院食器洗浄業務仕様書

1 業務名 食器洗浄業務

2 目的

長崎県壱岐病院給食業務の実施にあたり、食器洗浄等が良質で安全かつ衛生的に行われ、安定提供されることを目的とする。

3 履行期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

4 病院の概要

(1) 病床数

許可病床数 228 床「一般病床 120 床・結核 6 床・感染 4 床・療養病床 48 床
精神 50 床（平成 23 年度より休床）」

(2) 標榜診療科（令和5年1月1日現在）

内科、外科、整形外科、耳鼻いんこう科、眼科、産婦人科、泌尿器科、精神科、小児科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、皮膚科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、脳神経外科

(3) 患者数（令和5年度見込）

①外来患者数の状況

ア 1 日平均患者数 約 330 人

イ 1 日平均健診患者数 約 30 人

②入院患者数の状況

ア 1 日当たりの平均患者数 約 130 人

イ 新入院患者数（1 日当たり） 約 10 人

ウ 退院患者数（1 日当たり） 約 10 人

エ 平均在院日数（療養を除く） 約 20 日

(4) 食数（令和4年度実績）

400 食（1 日あたり）

5 業務内容

(1) 業務は患者が使用する食器類の洗浄及び消毒を行うものである。

(2) 具体的な作業内容は以下のとおりである。

①食器の回収及び洗浄（朝食・昼食・夕食）

②温冷配膳車の運搬（昼食・夕食）

③温冷配膳車が病棟より戻り次第、配膳車庫内清掃

④下膳車運搬及び解体・食器浸漬(朝食・昼食・夕食)

⑤夕食分予備食の解体・廃棄

⑥配茶(昼食・夕食)

夕食配茶後翌朝食分湯呑セット

⑦トレイセット(昼食分+翌朝食分)

⑧おしぼり、滑り止めマット、スプーンセット(昼食・夕食)

⑨厨房内床清掃(夕食配膳車移動後)

⑩生ごみ回収後容器洗浄

⑪食器洗浄機、シンク、食器洗浄室、生ごみ搬出口周辺、配膳用エレベーター床等の清掃及び整理整頓

(3) 作業時間は7:30 から 20:00 までとする。

(4) 配膳・下膳・配茶業務

配膳は委託者が検査した給食について速やかに行うこと。なお、やむを得ない理由で配膳が遅れる場合は、事前に病棟に連絡し、了承を得ること。

下膳の際、病棟にて患者の私物、医療廃棄物、薬品等がないか確認し、あった場合はその場で病棟スタッフに声をかけ、返却してから下膳を開始すること。

	配膳時間	下膳時間
朝食	8:00	8:30
昼食	12:00	12:30
夕食	18:00	18:30

配茶について

配茶用の容器に沸かした茶を指定の湯飲みに入れ、配膳時に一緒に運搬すること。

※注意事項

○配膳車の操作に当たっては事故防止に努めること。また不慣れな従事者に関しては十分訓練を行うこと。

○上記の時間に関しては遵守し、許可がない限り早めることがないようにすること。

○誤配膳があった場合は速やかに対応を取ると共に、病院指定の様式にて報告をすること。

(5) 食器洗浄

使用した食器等は、食器洗浄機を用いて入念に洗浄し、食器消毒乾燥庫で完全に乾燥させること。

6 遵守事項

受託者は業務の実施にあたり、病院側の指示に従いその責務を果たすとともに、関係法令に

気づき、その事項を遵守しなくてはならない。

- (1) 病院側が行う指示に誠意をもって従うこと。
- (2) 常に業務を円滑に実施するために研究努力を行うこと。
- (3) 患者サービスに十分配慮すること。
- (4) 省資源、省エネルギーに努めること。
- (5) 衛生管理に努めること。

7 業務従事者

- (1) 受託者は当業務を確実に履行できる人員を確保すること。
- (2) 受託者はあらかじめ作業員の名簿、履歴書、健康診断書等を提出し承認を受けるものとする。
- (3) 受託者が作業員を変更しようとする場合も前項と同様とする。
- (4) 従事者を変更するときは、業務の質の低下を招かないように配慮すること。
- (5) 欠員が1か月以上になった場合は、定数及び委託料について協議するものとする。
- (6) 委託者は作業員の勤務状況不良などにより病院の運営に支障の恐れがあると認めるときは、受託者に作業員の変更を命じることができるものとする。
- (7) 受託者は作業員が業務に従事するとき、制服及び氏名を記入した名札を着用させること。
- (8) 作業員の被服等は清潔を保持し、また言語・行動等は患者・職員等に不快感を与えることのないよう十分留意すること。
- (9) 作業前後には手洗い・消毒等を行い、食中毒等の事故防止に努めること。
- (10) 受託者は作業員に年1回以上の健康診断および毎月1回以上(6月から9月は月2回)の定期的な検便による細菌検査を受けさせ、その報告書を速やかに提出すること。
- (11) 受託者は、ノロウイルスの検便を10月から3月までの期間、月1回実施し、その結果を病院側に報告すること。

8 従事者の服務規律

受託者は、施設内における従業員の服務規律については、下記によるほか、病院側の指示に従わなければならない。

- (1) 業務上の機密を厳重に守り、他に漏らさぬこと。
- (2) 受託者は、食中毒のみならず、異物混入、配膳ミス等患者等へ影響を及ぼす事態が生じることがないように、細心の注意を払い業務にあたること。
なお、万が一不測の事態が生じた場合は速やかに病院側へ報告し、患者対応、原因究明、業務改善、インシデント報告等を行うこと。
- (3) 就業上不必要な物品を持ち込まないこと。
- (4) 衛生管理上、食事療養施設以外には、病院側の許可なく出入りしないこと。
- (5) 従事者及び従事者の同居人(家族等)に感染症等が発生した場合には、遅滞なく病院側

に報告するとともに、適切なる措置を講じること。

9 作業計画及び実施報告

- (1) 受託者は、作業員のうち1名を現場管理者と定め、届け出ること。
- (2) 現場管理者は作業員の指揮・監督等を行い、円滑な業務の推進を図ること。
- (3) 建物備品等の破損、異常が発生した場合には直ちに報告し、指示を仰ぐこと。
- (4) 受託者は毎月10日までに前月分の業務報告書により業務の記録・報告を行うこと。
- (5) 受託者は毎月月末までに翌月の勤務表および作業計画書を病院に提出すること。
- (6) 受託者は現場管理者を変更する場合は原則として30日以上前までに病院側に報告し、承認を受けること。

10 経費の区分

- (1) 業務に必要な電力、水、洗剤、清掃用具等については病院側の負担とする。
- (2) ユニフォーム、ユニフォーム洗濯料、健康診断等費用については受託者の負担とする。
- (3) その他費用については協議により定めるものとする。

11 損害賠償責任

受託者は作業員の故意または過失により長崎県壱岐病院および第三者に損害を与えた場合は損害賠償の責に任ずるものとする。

12 その他

本仕様書に定めのない事項であっても、業務上当然行うべき事項はこれを行うものとする。
その他、協議が必要な事項が生じた場合には、両者誠意をもって協議にあたるものとする。